

人権教育・啓発の推進に関する 榛東村基本計画

概要版

「人権教育・啓発の推進に関する榛東村基本計画」 基本的考え方

策定の趣旨

榛東村では、すべての村民が一人ひとりの人権を尊重した考え方・行動をとることができる社会の実現をめざし、各種人権教育・啓発事業を積極的に推進してきました。それにより、各人権課題に対する正しい理解、認識はある程度進んできましたが、人権問題の多様化・複雑化をはじめ、社会経済情勢等の変化に伴い、新たな人権課題も生じてきています。

そこで、さらに入権が尊重される榛東村を目指し、平成22年度(2010年度)以降の新たな計画として「人権教育・啓発の推進に関する榛東村基本計画」を策定し、さまざまな人権課題に対する正しい理解と認識を一層深め、偏見や差別のない明るい地域社会を築こうとするものです。



計画の性格

この計画は、本村が実施する人権教育・啓発の推進及び村行政全般における人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の具体的施策の方向性を示すものです。

推進期間

この計画の推進期間は、総合計画と同じ平成27年度(2015年度)までとしますが、社会情勢などの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

推進体制

- ◆ 人権教育・啓発の推進に関する榛東村基本計画策定・推進委員会を中心に、国、県、市町村、関係団体、企業、マスメディア、NPO、ボランティア団体などと緊密な連携、相互協力を図りながら、総合的にこの計画を推進します。
- ◆ 地域、家庭等において人権教育・啓発を進めるNPO、ボランティア団体などの活動に対しては、積極的に協力、支援を行います。
- ◆ 計画の推進については、幅広く村民の意見などを取り入れ、効果的に推進できるように努めます。
- ◆ 本村が実施する諸施策の推進にあたっては、この計画の策定の趣旨を踏まえ、常に人権尊重の視点に配慮するよう努めます。

人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての村民が一人ひとりの 人権を尊重した考え方・行動をとることができる社会の実現をめざしましょう

重要課題における人権教育・啓発の推進

女性に関する問題

- 女性に対する差別や偏見
●家庭内における夫などからの暴力(DV)
●セクシュアル・ハラスメント

「男は仕事、女は家庭」といった意識が根強く残っており、あらゆる分野への女性の参画を阻害する大きな要因となっていきます。「DV」、「性犯罪」、「売春」などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する問題であるにもかかわらず、その重大性は十分認識されていません。

- 男女平等と人権尊重意識の定着
●女性に対する暴力の根絶
●男女共同参画社会の形成

誰もがお互いの人権を尊重し、喜びも責任も共に分かち合い、性別にとらわれることなく自分らしく輝いて生きていける男女共同参画社会は、誰にでも暮らしやすい社会であるはずです。その社会の実現に向けた取り組みを、村民の皆さんとともに進めます。

子どもたちに関する問題

- 児童虐待
●子育て支援

近年、少子化や核家族化の進行、夫婦共働きの一般化、地域コミュニティーの希薄化や子育ての孤立化が進行し、家庭や地域の養育力が低下しています。

- 児童虐待の防止に向けた取り組みの充実
●保育園・幼稚園・学校・家庭・地域・関係機関が連携して課題解決に向けた取り組みの推進

小さいときから、人との関わりの中で他人をいたわり、思いやる心を身につけさせることが重要となります。次代を担う子どもが安心して健やかに育つような環境づくりを総合的に進めていきます。

同和に関する問題

- 人々の意識の中にある偏見や差別
●差別的な発言や行為
●えせ同和行為

結婚や就職に際しての差別や、差別事象も見受けられるなど、依然として人々の意識の中には依然として人々の意識の中に存在している偏見や差別意識の解消には至っていません。

- 人権教育・人権啓発の推進
●隣保館・集会所の充実
●えせ同和行為の排除

同和問題は、人権問題の重要な課題の一つであると理解するとともに、「人の人権を尊重することは、自分の人権が尊重されることにつながる。」という考え方を村民一人ひとりがもち、偏見や差別のない住みよい村をつくります。

外国籍の人たちに 関する問題

- 急速な外国人登録者数の増加
●言葉や生活習慣の違いによる諸問題

日本人と外国籍の人たちの交流の機会を増やして相互理解を深めることや、外国籍の人たちに対しても日本人に対するのと同様な情報を多言語により提供し、日本の社会についての理解を促進することが求められています。

- 相互理解の促進
●相談体制と情報提供等の充実
●国際社会にふさわしい人づくり

言葉や文化が異なっていても偏見を持つことなく、文化や生活を理解し合うことによって、お互いに影響を与え合い協力し、安心して暮らすことのできる新しい社会を築いていきます。

高齢者に関する問題

- 急速な少子高齢社会が到来
●高齢者に対する虐待・偏見

本格的な高齢社会の到来を控え、すべての高齢者が生涯を通じて健康で生きがいを持ち、誰もが長生きしてよかったですと実感できる、心豊かで活力ある高齢社会をつくることが求められています。

- 高齢者の社会参加・社会貢献の促進
●高齢者福祉サービスの充実

高齢者が今まで培った知識や経験を持った人生の先輩として、お互いさまざまな人々と知恵を出し合い、助け合うことができる社会をつくります。

障害のある人たちに 関する問題

- 物理的環境的なバリア
●情報のバリア・心理的なバリア

- 障害者に対する偏見と誤解

法律や制度の中で、障害者が社会参加できるよう定められていますが、積極的に社会参加ができるよう条件整備を図る必要があります。

- 障害者の自立支援と社会活動への参加の促進
●地域における生活支援
●障害を持つことに対する理解の促進

障害者に対する正しい理解を得るために、ボランティア活動などを通じて村民の参加と協力を推進し、障害を持つ人と持たない人があらゆる機会を通じて交流し、相互の理解が図れるよう、地域の人々への啓発を進めています。

HIV 感染者等に関する問題

- HIV 感染者・エイズ患者に対する差別と偏見

HIV 感染が流行した先進諸国では、予防対策が進み感染者の増加は収まりつつある中で、日本では感染者・患者とともに増加が続き、特に男性の国内での感染が増加しています。

- 偏見や差別をなくすための啓発事業

HIV 感染者・エイズ患者が地域社会で安心して生活できる社会をめざし、偏見や差別をなくすための啓発事業などを渋川保健福祉事務所と連携を図り推進していきます。

その他の人権問題

- 犯罪被害者等
●刑を終えて出所した人たち
●プライバシーに関する問題
●インターネットによる人権侵害、ほか

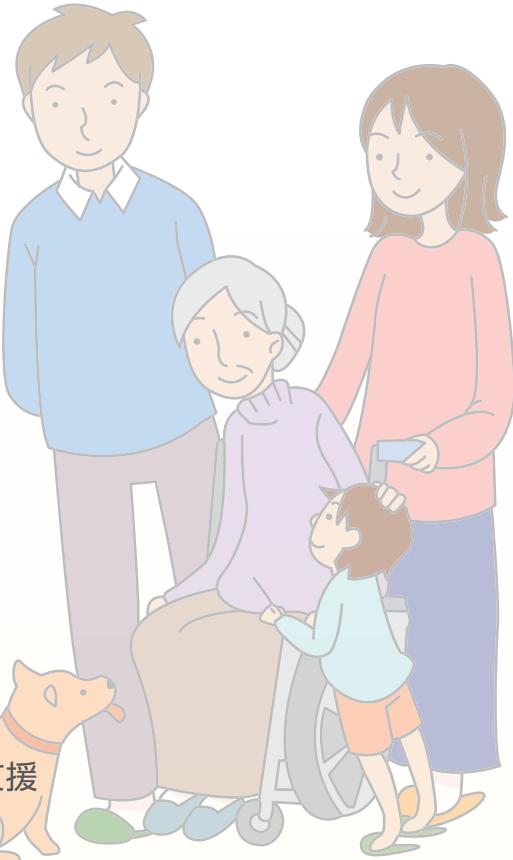
- 地域社会全体での援助
●家族・職場・地域社会等の理解と協力
●個人の情報を保護する施策

国や県をはじめとする関係機関と連携を図り、偏見や差別意識の解消をするため、教育・啓発活動を推進します。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

①家庭

- ・家庭教育への理解促進
- ・学習機会の充実
- ・相談体制の整備・充実
- ・人権課題に係る関係機関との連携



②地域社会

- ・人権教育に関する学習機会の充実
- ・人権教育に関する指導者の養成

③学校等

- ・発達段階に応じた学習教材の開発
- ・体験を重視した効果的な指導方法の確立
- ・教職員の人権意識や指導力を高める研修の充実

④企業・団体等

- ・企業における人権教育や啓発の研修会などへの支援
- ・団体等が行う研修会、講演会などへの支援
- ・自主的な取り組みへの支援

人権に関係の深い職業に従事する人たちに対する人権教育・啓発

人権に関わりの深い職業に従事する教職員、社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者、行政職員、マスメディア関係者などへ積極的に人権教育・啓発を推進します。

国、県、市町村、企業、関係団体、ボランティアなどの連携

人権教育・啓発を効果的に進めるうえでは、村民の皆さんとの理解と協力が必要です。そのために、各組織団体が緊密な連携を図り、村民の皆さんのが参画しやすい環境づくりに努めます。

人権教育・啓発の推進に関する 榛東村基本計画(概要版)

発行●榛東村 発行年月●平成22年3月

編集●榛東村住民生活課

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井790番地1

電話●0279-54-2211(代表) FAX●0279-54-8225